		事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	五
		光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
		容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器 その他のもの 金属製のもの	三
	機械及び装置	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 その他のもの	八
地球温暖化対策推進事業費補助金	構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） 造船台	二四
		その他のもの	六〇
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの	四〇
		石造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの	五〇
		金属造のもの（前掲のものを除く。） 浮きドック	二〇
		その他のもの	四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
		木造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	一〇
		その他のもの	一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの	一五
		その他のもの	五〇
	船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船 漁船 総トン数が五百トン以上のもの	一二
		総トン数が五百トン未満のもの	九

		［新設］	［新設］
	［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］	［新設］